

名古屋市告示第549号

兼用工作物管理協定（市道茶屋新田第71号線・南陽中央公園）に
ついて

道路法（昭和27年法律第 180号）第20条第 1項及び第55条第 1項並びに都市公園法（昭和31年法律第79号）第 5条の10第 1項及び第12条の 6の規定に基づき、道路管理者名古屋市と公園管理者名古屋市との間において兼用工作物管理の協議が成立したので、道路法第20条第 6項及び都市公園法第 5条の10第 2項の規定により次のとおり公示する。

令和 6年11月15日

名古屋市長職務代理者

名古屋市副市長 中 田 英 雄

1 協定の名称

市道茶屋新田第71号線と南陽中央公園との兼用工作物管理協定

2 協定の内容

市道茶屋新田第71号線と南陽中央公園とが相互に効用を兼ねる施設の管理の方法及び費用負担について

3 協定の効力発生日

令和 6年10月30日

名古屋市緑政土木局路政部道路管理課

緑地部緑地管理課